

被用者年金一元化法の施行に伴う積立金の概算仕分けについて (平成27年10月1日実施)

共済年金の積立金のうち、厚生年金の積立金 (=共通財源)として仕分ける額(概算額)

合 計	29.2 兆円
国共済	7.1 兆円
地共済	20.1 兆円
私学共済	2.1 兆円

(参考)

一元化前の厚生年金(旧厚生年金)の積立比率
(概算政府積立比率)

= 平成26年度末の旧厚生年金の積立金の見込み額
(164.8兆円)

÷平成27年度の旧厚生年金の1・2階支出の見込み額
(33.7兆円)

= 4.9 年分

(注1) 法律では「平成26年度末の積立金と平成27年度の支出に基づき仕分ける」こととしており、上記は概算仕分けのため見込み値である。実際には、実績を踏まえて積立金の仕分けを行い、概算仕分け額との差額を精算することになる。

(注2) 各実施機関の積立金の概算仕分け額は、各実施機関の平成27年度の1・2階支出の見込額(国共済:1.5兆円、地共済:4.1兆円、私学共済:0.4兆円)に4.9を乗じて算出する。

(注3) 共済に残る積立金は旧3階部分の処理に充てる。(私学共済については、さらに増加保険料の軽減に充てることも可。)